

さいたま市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

2025

1. 目的

本市では、住宅の耐震化を効率的かつ効果的に進めるための「さいたま市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下「本プログラム」という。）をさいたま市建築物耐震改修促進計画[令和3年度～7年度]に位置付け、住宅の耐震化に取り組みます。

本プログラムは、住宅所有者の経済的負担軽減を図るとともに、耐震診断から改修工事までを円滑に進められるフォローアップや相談体制の構築などにより、住宅の耐震化を加速化させることを目的とします。

2. 取組期間

- 取組み期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

3. 対象住宅

- 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された住宅とする。
- 延べ床面積1,000m²以上かつ3階建て以上の共同住宅は除く。

4. 取組内容

◆フォローアップに関する取組

- 耐震診断未実施の住宅所有者に対する直接的な働きかけ
 - ダイレクトメールによる耐震化の必要性や耐震診断に関する市の制度の案内
- 耐震診断実施を支援した住宅に対して耐震改修等を促す取組
 - 耐震診断結果の報告時における改修工事の進め方や概算費用の提示等
 - 耐震診断実施後、一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅に対するダイレクトメールなどによる改修の促進。
- 改修事業者等の技術向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組
 - 改修事業者に対し補強設計、補強工事の施工方法に関する講習会等の実施
 - 耐震補強設計、耐震補強工事に係る事業者の名簿の作成及び公表
- 耐震化の必要性に係る普及・啓発
 - 市報さいたまによる周知
 - 地震対策セミナーの開催や、防災イベント等での啓発展示
 - 助成制度等の案内や耐震啓発パンフレット等の作成及び配布

◆耐震化に係る費用を支援する取組

耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修工事等に係る費用の一部を助成するとともに、無料の耐震診断員派遣事業を実施し、住宅所有者の負担軽減を行います。

◆取組の目標設定、実施状況の公表

取組は毎年度、目標を設定し、その実施状況について市のホームページで公表します。

令和7年度の取組内容

◆フォローアップに関する取組

- 耐震診断未実施の住宅所有者に対する耐震化の必要性や耐震診断に関する市の制度利用を働きかける。
- 耐震診断実施後、耐震改修を行っていない住宅に対し、改修工事の進め方や概算費用の提示等を行ながら耐震改修等を促す。
- 公表している「さいたま市耐震補強事業協力事業者名簿（参考）」の充実を図るために名簿登録事業者を増やす取組を行う。
- 市報さいたまへの掲載やパンフレットの配布、防災セミナーやイベント等を通じて耐震化の必要性に係る普及・啓発を行う。

◆耐震化に係る費用を支援する取組

- 住宅の耐震診断費用の一部を助成するとともに、木造の戸建て住宅へは無料で耐震診断員を派遣する。
- 耐震補強工事（設計費を含む）及び建替え工事費用の一部を助成する。

＜参考＞ 令和6年度の取組実績

- 耐震診断未実施の住宅所有者への啓発ダイレクトメール：15,000件
 - 耐震に関するアンケート：1,000件
 - 耐震改修工事未実施の住宅所有者への啓発ダイレクトメール：450件
 - 「さいたま市耐震補強事業協力事業者名簿（参考）」の更新
 - 耐震助成金や診断員派遣事業募集の市報さいたま掲載：3回
 - 耐震助成金や診断員派遣事業募集の自治会回覧の実施：1回
 - 耐震診断助成等：425棟
- （助成金：戸建て住宅11棟、共同住宅等3棟、耐震診断員派遣：411棟（診断済403棟、未判定8棟））
- 耐震改修工事等助成：57棟（耐震改修工事25棟、建替え工事32棟）

令和7年度の目標

- | | |
|---|---|
| I : 啓発ダイレクトメール：8,000件
耐震に関するアンケート：1,000件 | II : 啓発ダイレクトメール：450件 |
| III : 「さいたま市耐震補強事業協力事業者名簿（参考）」の更新 | IV : 市報さいたま掲載：3回
自治会回覧の実施：2回
総合防災訓練での啓発展示 |
| I : 耐震診断助成等：300棟 | II : 耐震改修工事等助成：83棟 |